第31号議案

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条 例の制定について

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例を 別紙のように定める。

令和4年2月28日提出

芦屋市長 伊藤 舞

提案理由

一般職の職員に準じ、特別職等の期末手当に係る支給率を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

(芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年芦屋市条例第12号)の一部を次のように改正 する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と,改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については,次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)
第5条 (略)	第5条 (略)

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の215を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたものとみな

2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、除名、死亡又は議会の解散その他の理由により失職した日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び当該議員報酬の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に100分の222.5を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議員で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議員となつたものの受ける当該期末手当の額の計算については、これらの者は、引き続き議員の職にあつたもの

改正後	改正前		
す。	とみなす。		
(略)	(略)		

(芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和43年芦屋市条例第33号)の一部を次のよう に改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前	
(期末手当)	(期末手当)	
第4条 (略)	第4条 (略)	
2 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した特別職の職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に100分の215を乗じて得た額に、それぞれ前項の基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	た特別職の職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在)において特別職の職員が受けるべき給料月額に、当該月額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に100分の222.5を乗	
(略)	(略)	
3 (略)	3 (略)	

(芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例(平成21年芦屋市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前	
(給与)	(給与)	
第2条 (略)	第2条 (略)	
$2\sim5$ (略)	$2\sim5$ (略)	
6 期末手当の額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において管理者が受けるべき給料及び地域手当の合計額に、当該合計額に100分の20を乗じて得た額を加算した額に100分の215を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。	職し、又は死亡した場合は、退職し、若しくは失職し、又は死亡	
(略)	(略)	
7 (略)	7 (略)	

(芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬,期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第4条 芦屋市パートタイム会計年度任用職員の報酬,期末手当及び費用弁償に関する条例(令和元年芦屋市条例第20号) の一部を次のように改正する。 次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあっては「改正前部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前		
(期末手当)	(期末手当)		
第10条 (略)	第10条 (略)		
2 期末手当の額は、基準日の報酬(地域報酬を含む。以下この項	2 期末手当の額は、基準日の報酬(地域報酬を含む。以下この項		
において同じ。)の月額に <u>100分の120</u> を乗じて得た額に,	において同じ。) の月額に <u>100分の127.5</u> を乗じて得た額		
基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の	に、基準日以前の6か月以内の期間におけるその者の在職期間の		
表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗じて	次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる割合を乗		
得た額とする。ただし、日額又は時間額によって報酬を定めるパ	じて得た額とする。ただし、日額又は時間額によって報酬を定め		
ートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額については,	るパートタイム会計年度任用職員の基準日の報酬の月額について		
基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員としての	は、基準日以前6か月以内のパートタイム会計年度任用職員とし		
_ 在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。	ての在職期間における報酬の1月当たりの平均額とする。		
(略)	(略)		
3 · 4 (略)	3・4 (略)		

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 2 市議会議員並びに市長,副市長及び教育長並びに病院事業管理者に令和4年6月に支給する期末手当の額は,第1条から第3条までの規定による改正後の芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条,芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例第4条又は芦屋市病院事業管理者の給与等に関する条例第2条の規定にかかわらず,これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額

に, 222.5分の15を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において, 調整額が基準額以上となるときは, 期末手当は, 支給しない。

参照

芦屋市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正要綱

1 改正の趣旨

一般職の職員に準じ、特別職等の期末手当に係る支給率を改定するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

(1) 期末手当の支給率を次のとおり改める。(第1条から第4条まで関係)

	改正案		現行	
	6月期	12月期	6月期	12 月期
	支給率	支給率	支給率	支給率
市議会議員				
市長, 副市長, 教育長	215/100	215/100	222. 5/100	222. 5/100
病院事業管理者				
パートタイム会計年度任用職員	120/100	120/100	127. 5/100	127. 5/100

(2) 令和4年6月期の期末手当の特例(改正附則第2項関係)

市議会議員並びに市長、副市長及び教育長並びに病院事業管理者に令和4年6月に支給する期末手当の額は、(1)により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、222.5分の15を乗じて得た額(以下「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

3 施行期日

令和4年4月1日